

総行選第46号
平成25年5月31日

各都道府県知事
各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

総務大臣

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を
改正する法律等の施行について（通知）

第183回国会において成立をみた成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、平成25年法律第21号をもって、本日公布されました。また、これに伴い、公職選挙法施行令及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）が平成25年政令第159号をもって、日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が平成25年総務省令第63号をもって、それぞれ本日公布されたところです。

今回の公職選挙法等の改正は、成年被後見人の選挙権等を回復するとともに、あわせて、選挙等の公正な実施を確保するため、代理投票における補助者の要件の適正化等の措置を講ずることを目的として行われました。

貴職におかれましては、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても今回の施行に係る改正法等の趣旨の周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないよう、格別のご配慮をお願いします。

記

第1 公職選挙法等の改正に関する事項

- 1 成年被後見人に係る選挙権及び被選挙権の欠格条項の削除について
成年被後見人は選挙権及び被選挙権を有しないものとする規定を削除するもの

とされたこと（改正法による改正後の公職選挙法（以下「改正公選法」という。）第11条第1項関係）。

なお、改正法の施行に伴い、公職選挙法第11条第3項の規定に基づく本籍地市町村長から住所地市町村の選挙管理委員会への通知は不要であること。

2 代理投票における補助者の要件の適正化について

(1) 代理投票の要件に係る条文上の表現が、「身体の故障又は文盲」から「心身の故障その他の事由」に改めるものとされたこと（改正公選法第48条第1項及び改正令による改正後の公職選挙法施行令（以下「改正公選令」という。）第41条第1項関係）。

なお、今回の改正により、代理投票の制度趣旨や要件が変更されるものではなく、改正前と同様、自書能力又はこれに代わるべき点字による記載能力のない選挙人に代理投票が認められるものであること（第2及び第3の2（1）において同じ）。

(2) 選挙人に本人である旨の宣言をさせる必要がある場合において、投票管理者が、投票所の事務に従事する者に、宣言書を作製させ、これを本人に読み聞かせた上、その旨を宣言書に記載させる要件に係る条文上の表現が、(1)と同様、「身体の故障又は文盲」から「心身の故障その他の事由」に改めるものとされたこと（改正公選令第40条第1項関係）。

(3) 代理投票において選挙人の投票を補助すべき者は、投票管理者が投票所の事務に従事する者のうちから二人を定めるものとされたこと（改正公選法第48条第2項及び第48条の2第2項関係）。

(4) 選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村における不在者投票について、代理投票において選挙人の投票を補助すべき者は、不在者投票管理者が当該不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから二人を定めるものとされたこと（改正公選令第56条第4項関係）。

また、第56条第4項の規定を準用するその他の不在者投票についても、代理投票において選挙人の投票を補助すべき者は、不在者投票管理者が当該不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから二人を定めるものとされたこと。

(5) 在外公館等における在外投票について、代理投票において選挙人の投票を補助すべき者は、在外公館の長が在外投票に係る事務に従事する在外公館の職員のうちから二人を定めるものとされたこと（改正公選令第65条の4第3項関

係)。

3 不在者投票における公正確保等について

- (1) 不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないものとされたこと（改正公選法第49条第9項関係）。
- (2) 市に関する規定を指定都市の区に適用することとする公職選挙法施行令第141条の3第1項の規定に同令第50条及び第56条を追加することにより、選挙人が登録されている選挙人名簿の属する指定都市の区以外の同一指定都市内の区においても不在者投票を行うことができるものとされたこと（改正公選令第141条の3第1項関係）。

4 その他

その他所要の規定の整備がされたこと。

第2 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の改正に関する事項

- (1) 代理投票の要件に係る条文上の表現が、「身体の故障又は文盲」から「心身の故障その他の事由」に改めるものとされたこと（改正法による改正後の地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（以下「改正電磁記録投票法」という。）第7条第1項関係）。
- (2) 代理投票において選挙人の投票を補助すべき者及び電磁的記録式投票機の操作の補助において選挙人のため電磁的記録式投票機の操作を補助すべき者は、投票管理者が投票所の事務に従事する者のうちから二人を定めるものとされたこと（改正電磁記録投票法第7条第2項及び第4項関係）。

第3 日本国憲法の改正手続に関する法律等の改正に関する事項

1 成年被後見人に係る投票権の欠格条項の削除について

- (1) 成年被後見人は国民投票の投票権を有しないもの等とする規定を削除するもの等とされたこと（改正法による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律（以下「改正憲法改正手続法」という。）第4条、第5条、第22条、第28条第1項、第35条及び第41条第1項関係）。
- (2) 日本国憲法の改正手続に関する法律第4条等の改正に伴い、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則に

についても所要の規定の整備が行われたこと（改正令による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（以下「改正憲法改正手続令」という。）第7条、第8条、第9条第1項、第28条及び第141条第1項並びに改正省令による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則別記第1号様式から第3号様式まで及び第6号様式から第8号様式まで関係）。

2 代理投票における補助者の要件の適正化について

- (1) 代理投票の要件に係る条文上の表現が、「身体の故障又は文盲」から「心身の故障その他の事由」に改めるものとされたこと（改正憲法改正手続法第59条第1項及び改正憲法改正手続令第52条第1項関係）。
- (2) 投票人に本人である旨の宣言をさせる必要がある場合において、投票管理者が、投票所の事務に従事する者に宣言書を作製させ、これを本人に読み聞かせた上、その旨を宣言書に記載させる要件に係る条文上の表現が、(1)と同様、「身体の故障又は文盲」から「心身の故障その他の事由」に改めるものとされたこと（改正憲法手続令第51条第1項関係）。
- (3) 代理投票において投票人の投票を補助すべき者は、投票管理者が投票所の事務に従事する者のうちから二人を定めるものとされたこと（改正憲法改正手続法第59条第2項及び第60条第2項関係）。
- (4) 投票人が登録されている投票人名簿の属する市町村以外の市町村における不在者投票について、代理投票において投票人の投票を補助すべき者は、不在者投票管理者が当該不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから二人を定めるものとされたこと（改正憲法改正手続令第70条第4項関係）。

また、第70条第4項の規定を準用するその他の不在者投票についても、代理投票において選挙人の投票を補助すべき者は、不在者投票管理者が当該不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから二人を定めるものとされたこと。

- (5) 在外公館等における在外投票について、代理投票において投票人の投票を補助すべき者は、在外公館の長が在外投票に係る事務に従事する在外公館の職員のうちから二人を定めるものとされたこと（改正憲法改正手続令第95第3項関係）。

3 不在者投票における公正確保等について

- (1) 不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなけれ

ばならないものとされたこと（改正憲法改正手続法第61条第9項関係）。

- (2) 市に関する規定を指定都市の区に適用することとする日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第142条第1項の規定に同令第64条第1項及び第70条第1項を追加することにより、投票人が登録されている投票人名簿の属する指定都市の区以外の同一指定都市内の区においても不在者投票を行うことができるようにされたこと（改正憲法改正手続令第142条第1項関係）。

4 その他

その他所要の規定の整備がされたこと。

第4 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に関する事項

- 1 国会議員の選挙等において不在者投票管理者が市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせるために要する経費（一日につき一万七百元）について、国が負担する不在者投票特別経費に算入するものとされたこと（改正法による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第13条の2第2項関係）。
- 2 その他所要の規定の整備がされたこと。

第5 他法令の改正に関する事項

今回の改正に伴い、地方自治法、農業委員会等に関する法律及び市町村の合併の特例に関する法律並びに市町村の合併の特例に関する法律施行令及び大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令について所要の規定の整備がされたこと（改正法附則第3条、第5条及び第6条並びに改正令附則第3項関係）。

第6 施行期日等に関する事項

- 1 改正法、改正令及び改正省令は、それぞれ改正法の公布の日から起算して1月を経過した日（平成25年6月30日。以下「施行日」という。）から施行するものとされたこと（改正法附則第1条、改正令附則第1項及び改正省令附則関係）。
- 2 改正公選法、改正電磁記録投票法及び改正法による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律並びに改正公選令の規定は施行日後初めてその期日を公示され又は告示される選挙から適用し、施行日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によるものとされたこと（改正法附則第2条及び改正令附則第2項関係）。